

第 2790 地区の地区補助金要領

2790 地区では、以下のように地区補助金要領を定めます。

日程	提案書提出期間	随時（相談期間として4月末日まで）
	申請書提出期間	5月15日締切り
	審査期間	5月16日～5月31日
	交付開始	ロータリー財団より地区に補助金が振込まれ次第
	プロジェクト実施期間	7月1日～4月30日
	最終報告書提出期日	プロジェクト完了後1ヶ月以内 最終期限は4月30日

補助金の条件	支給方針	<ul style="list-style-type: none"> ●人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度、等を審査の主眼とします。 ●高校生・大学生への奨学金の支給は、地区に個別でご相談ください。（当地区は本年度実施しない方針です） ●事情により、財団委員会の裁量により補助金の条件変更等もあります。
	遵守誓約	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること ●財団の定める授与と受託の条件を順守すること ●地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること。

<利用上の留意点>

- プロジェクトは、人道的なもので、本当に困っている人々を支援するものであることが望ましい。
- 人道性が有り、地域の緊急のニーズに応えることが望ましい。
- 贈呈された物品は、不特定多数の人々のために利用されること。
（特定の人に送る場合は不適格になります。）
- 建物の新築は不適格です。増改築は認められる場合があります。
- 地域社会ニーズの高い子供達の研究学習放課後プログラム支援事業も可能ですが、補助金対象とならない場合もありますので、事前に財団委員会にご相談ください。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- 地域の障害者や高齢者のための支援事業は的確です。（単なる娯乐的なものは不可です。）
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。

- お祭りや行事への協賛は不適合です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適合です。
- ホームページ作成の費用は不可です。
- 障害者をサポートして美術館へ招待するときは、障害者のチケット代は認められる。
- 植樹や環境保全、環境美化事業、公園の遊具、ベンチ、維持管理道具類の寄贈も地域社会全般に役立つものであれば認められる。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は可。
- ロータリアンのための費用は全て不適合（ただし、ボランティア奉仕活動補助金は別）
- プロジェクトの最終報告書は、プロジェクト終了後1ヶ月以内に、地区に提出する。補助金資金のすべての支出の領収書を最終報告書と同時に地区へ提出する。

< 申請書の留意点 >

- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短く端的に表現するものとして下さい。
- プロジェクトの説明については、地域社会ニーズが大変強いこと、人道的に必要なものであるか、本当に困っている人々のためのものであるかが十分に理解されるような記述としてください。
- ロータリアンの参加については、具体的な記述としてください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについてのみ記載してください。（日本円で記載してください。）

< 地区補助金申請書提出先 >

申請はガバナーエレクト事務所に必ず郵送することとします。（消印日にて判断します）

〒279-0001

千葉県浦安市当代島1-4-1

国際ロータリー第2790地区 ガバナーエレクト事務所

TEL 047-711-1545

e-mail 13-14gov@rid2790.jp